

議案第26号

こども総合相談センター内における職員の違法行為による損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和3年2月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、こども総合相談センター内における職員の違法行為による損害賠償の額を決定する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

こども総合相談センター内における職員の違法行為による損害賠償額の決定について

こども総合相談センター内における職員の違法行為による損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
少年A	2,500,000円

2 事件の概要

こども未来局こども総合相談センターこども支援課所属の職員が、相手方少年Aに対し、児童相談所長による一時保護を行っていた平成30年11月29日から平成31年3月13日までの間に、同センター内において数回いん行をし、精神的苦痛を被らせ、損害を与えたものである。